

ID: 122

担当部署: 環境課

処分の概要	一般廃棄物処理手数料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	高根沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第11条		
例 規 番 号	昭和60年条例第16号		
【基準】			
第11条の規定による。 (一般廃棄物処理手数料の減免)			
第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者については、第8条に規定する手数料を減免することができる。			
(1) 天災を受けた者			
(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている者			
(3) その他町長が特に必要があると認めた者			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日